

2021年10月2日

淡島ホテル債権者の会全体会（報告）

- 第1 詐欺破産罪容疑による5名の逮捕を受けて
 - 1 事案の概要
 - 2 刑事事件の今後 10月13日勾留満期⇒起訴？
 - 3 否認権訴訟の判決（10月27日）
 - 4 受け皿組織の必要性（後述）
 - 5 決議「無駄な抵抗を辞めて経営権を引き渡し、全容解明に協力せよ」
- 第2 長泉ガーデン・長田事業の破産開始決定
 - 1 10月中旬の見通し（F社長勾留中）
 - 2 長泉ガーデンの経営は
 - 3 破産管財人
 - ①長田事業の資産売却
 - ②オーロラグループへの否認権行使と不当利得返還請求
- 第3 淡島ホテル建物の持分所有権（230名）と競売手続
 - 1 競売手続き⇒まだまだ時間がかかる、買受金額は低額に
 - 2 現状有姿での売却（共有状態のまま）
⇒完全所有権ではないため権利関係が複雑、日本企業は購入しない
 - 3 持分所有権の解消
⇒破産管財人による否認権行使？＋個別の和解
- 第4 受け皿会社の設立
 - 1 現地従業員との協力関係をつくり受け皿会社の設立
破産管財人⇒新会社へ業務委託
新会社は、現在の従業員を雇用
 - 2 従業員、債権者、取引業者、ホテル利用客、メディア
全方位からの協力・支援が必要
 - 3 新会社のスキームについては、これから検討

- 4 ホテル売却までの事業継続（暫定的なオペレーション）
（利益は財団に帰属、独立採算）
 - 5 ホテル売却後の受け皿会社の行方
- 第5 今後の見通し
- 1 オーロラグループ撤退時期の加速化
今後も抵抗を継続するのかが鍵
 - 2 長泉ガーデン・長田事業の破産手続開始
オーロラグループの動きが鍵
 - 3 他のグループ会社の整理・清算
東京アソシエイツ、駿河湾開発、富士エースゴルフクラブ、淡島アソシエイツ、淡島マリナーパーク、長泉山荘等
 - 4 淡島ホテル建物の処分
破産管財人の方針による
 - 5 受け皿会社による暫定的な運営のある程度の長期化
淡島ホテル建物の処分に状況による
長泉ガーデン（長田事業所有）の処分の方が先に進行する可能性あり
 - 6 GoTo 詐欺、長田の刑事告訴など引き続きの追及
 - 7 債権者の会の活動の成果と今後の展望

以上

決議案

オーロラ関係者は、淡島グループの経営から撤退し、破産手続と全容解明への協力をせよ～詐欺破産罪容疑での逮捕・勾留を受けて

2021年9月22日、静岡県警は、T（株式会社オーロラ代表取締役社長）、I（同取締役）、F（破産者 AWH・旧淡島ホテル株式会社代表取締役社長）、N（同取締役）、IY（株式会社淡島マリパーク代表取締役社長）の5名を、破産法違反（詐欺破産罪）の容疑で逮捕し、5名は現在勾留中です。

私たち淡島グループの責任を追及する債権者の会は、旧淡島ホテルグループの時代にホテル会員権や債権を購入し、また貸付金を提供しその返済を受けられない被害者債権者で結成された団体です。オーロラグループが旧淡島ホテルグループの経営権を取得した2018年4月16日以降も、返済を求める債権者の窮状に乗じて、追加の支払により社債や株式、会員権などを購入すれば優先的に債権の返済を受けられる、あるいは被害額を回復できると勧誘し、新たな被害を拡大させてきました。

2019年12月24日には、静岡地方裁判所沼津支部において、株式会社AWHの破産手続開始決定がなされましたが、上記5名の関係者らを含むオーロラグループは、同社の破産手続に協力をせず、同社の事業譲渡等が破産管財人に否認されても、これに異議を唱え、訴訟等で徹底的な抵抗をしてきました。

今回の事件は、このような繰り返されるオーロラグループの違法行為の一端が刑事事件として表面化したものでありますが、同グループの違法行為はこれにとどまるものではありません。

もはや、オーロラグループにホテル経営を行う資格はありません。

これから株式会社長泉ガーデン・長田事業株式会社（いずれも古矢誠一郎代表取締役社長）の破産手続が開始しますが、その破産手続においても、これまでのような妨害行為が継続されることは断じて許されません。

私たちは、被害者である債権者の被害の回復と淡島ホテル関連諸施設の運営の正常化を求め、オーロラグループに対し、不透明な淡島グループの経営から自主的に撤退すること、破産管財人に対する解決引き延ばしを目的とした抵抗をやめ手続に協力すること、お金の流れの全容を明らかにして被害者への被害回復に努めることを強く希望し、本日ここに決議します。

2021年10月2日

淡島ホテルグループの責任を追及する債権者の会全体会

（代表世話人 加納 晴彦）